

# 運輸安全マネジメント

日北交通株式会社

## 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 経営トップは輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
2. 現場の声に耳を傾けるとともに、社員に対し輸送の安全確保が最重要であることを認識徹底させる。
3. 関係法令及び安全管理規程等社内規則を遵守する。
4. 輸送の安全に関するPDCA\*を確実に実行し、安全管理体制の継続的な実現と見直しを行う。
5. 全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず安全性の向上に努める。
6. 輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

※Plan(策定)、Do(実行)、Check(チェック)、Act(改善)

## 輸送の安全に関する目標

### 1. 平成30年度の目標

(1)自動車事故報告規則第2条に基づいて報告を必要とする事故の発生件数を年間0件とする。

(2)有責事故件数を対前年度50%減とする。

	重大事故		有責事故		無責事故	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
平成26年度	0	-	21	62	-	18
平成27年度	0	-	31	36	-	20
平成28年度	0	-	18	51	-	10
平成29年度	0	-	25	43	-	6
平成30年度	0		21		-	

自動車事故報告規則第2条に規定する事故の統計

平成29年4月1日～平成30年3月31日

事故類型	件数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む)を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0
死傷者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じたもの	0
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	0
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を操縦することができなくなったもの	0
自動車の装置(道路運送車両法第四十一条各号に掲げる装置をいう)の故障により自動車が運行できなくなったもの	0
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0
総件数	0

## 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成するため、事故防止対策委員会及び安全衛生委員会を発足させるとともに年間重点施策、指導及び教育を計画し実施する。

### 平成30年度 輸送の安全に関する重点施策 年間計画

4月	春の全国交通安全運動 春の交通事故防止強化月間 1日1目標署名運動の実施 グループ点呼の実施	10月	法定速度の遵守 後退時の安全確認の徹底 飲酒運転の防止 駐停車違反の禁止 グループ点呼の実施
5月	行楽期の交通量増加にともなう事故防止 自転車・自動二輪車への注意徹底 道路交通法の遵守 グループ点呼の実施	11月	冬の交通安全運動 冬の交通事故防止強化月間 1日1目標署名運動の実施 グループ点呼の実施 定期健康診断
6月	自転車・自動二輪車への注意徹底 法定速度の遵守 交差点での安全確認の徹底 定期健康診断 グループ点呼の実施	12月	繁忙期の交通量増加にともなう事故防止 冬型事故の防止 車間距離の保持 グループ点呼の実施
7月	夏の交通安全運動 夏の交通事故防止強化月間 1日1目標署名運動の実施 里美地区町内会交通安全運動 街頭啓発参加 グループ点呼の実施	1月	冬型事故の防止 スリップ注意 異常気象時の事故防止 グループ点呼の実施
8月	行楽期の交通量増加にともなう事故防止 自転車・自動二輪車への注意徹底 飲酒運転の防止 グループ点呼の実施	2月	冬型事故の防止 見通しの悪い交差点での事故防止 車間距離の保持 グループ点呼の実施
9月	秋の全国交通安全運動 秋の交通事故防止強化月間 1日1目標署名運動の実施 里美地区町内会交通安全運動 街頭啓発参加 グループ点呼の実施	3月	雪解け時の水はね防止 法定速度の順守 グループ点呼の実施 事故防止対策委員会及び安全衛生委員会 総括・次年度計画

### 平成30年度 輸送の安全に関する指導及び教育 年間計画

	法令遵守・事故防止	乗客の安全・基本的な心構え
4月	春の交通安全運動実施事項の徹底 最高乗務距離の遵守について 新就学児童と老人の保護について	乗降に安全な停車位置、指示及び ドアの開閉について 降車後の安全な発進について
5月	交差点出会い頭事故防止 最高速度違反の厳禁と指導の徹底 行楽シーズンの事故防止について	運転への油断・過信の防止
6月	降雨時の事故防止 右、左折、後退時の安全確認について 二輪車に対する事故防止について	事故発生時における乗客の安全確保 について
7月	夏の交通安全運動実施事項の徹底 最大拘束時間の遵守について 夏休み中の児童保護について	事業用自動車の運転者の自覚について 安全運行の為の道路状況の把握について
8月	飲酒、酒気帯び運転の厳禁について 居眠り運転の防止について 高速道路上の安全運行について	営業車の運転方法について
9月	秋の交通安全運動実施事項の徹底 シートベルト着用の徹底について 違法駐車 of 厳禁と指導の徹底	災害時における対応について 乗客のシートベルト着用について
10月	単独事故防止 最高乗務距離の遵守について 歩行者保護の励行について	乗降に安全な停車位置、指示及び ドアの開閉について 降車後の安全な発進について
11月	冬の交通安全運動実施事項の徹底 追突事故防止について 走行中の携帯電話の使用について	運転への油断・過信の防止
12月	凍結路面での事故防止について 輸送繁忙期の事故防止について 飲酒、酒気帯び運転の厳禁について	事故発生時における乗客の安全確保 について 乗車拒否、不当料金請求行為の絶無
1月	凍結路面での事故防止について 違法駐車 of 厳禁と指導の徹底 盗難予防について	事業用自動車の運転者の自覚について 安全運行の為の道路状況把握について
2月	最大拘束時間の遵守について 高速道路上の安全運行について シートベルト着用の徹底について	自動車の構造上の特性について
3月	年度末繁忙期の安全運行について 春休み中の児童保護について 夜間運転における事故防止について	営業車の運転方法について

## 事故惹起運転者に対する指導、教育

事故惹起運転者に対する指導、教育の内容等

- (1) 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保に関する法令等  
事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため道路運送法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる
- (2) 交通事故の分析に基づく再発防止対策(ドライブレコーダーの活用)  
ドライブレコーダーを活用し交通事故の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる
- (3) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法  
交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する
- (4) 交通事故を防止するために留意すべき事項  
旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する
- (5) 危険の予測及び回避  
危険予知訓練の手法等を用いて、道路、交通及び旅客の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する
- (6) 安全運転の実技  
実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する

## 輸送の安全に関する予算等実績額

平成27年度の輸送の安全に関する主な投資項目と実績額

ドライブレコーダーを内部カメラ付きに更新 … 3, 600, 000円